

税制改正に関する 要望書 概要

2018.6

重要要望事項

I 消費税の軽減税率制度と適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入に反対する

軽減税率制度の反対理由 ①導入に伴い減少する税収分を補う代替財源の確保が困難であること、②適用対象品目を限定することが困難であること、③低所得者対策が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で高所得者層により多くの負担軽減が及ぶこと、④事業者の事務負担が増加するおそれがあることなどの理由から、その導入に反対する。

消費税の税率については、これまで通り、単一税率を維持し、低所得者対策としては、給付による措置を講ずるべきである。

適格請求書等保存方式（インボイス方式）の反対理由 ①導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがあること、②仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難であること、③仮に軽減税率が導入された場合においても、現行の請求書等保存方式によって十分対応できることなどの理由から、その導入に反対する。

II 所得税の人的控除及び控除方式を見直すこと

人的控除は課税最低限を構成するものであって、公平性の観点から所得の多寡や所得の種類によって異なるものであってはならない。

よって現行の所得控除方式は適用税率の高い高所得者に有利な制度であるため、全ての納税者が一定額まで同一の軽減の効果が得られる税額控除方式又はゼロ税率方式（一定の課税所得まで税率をゼロとする方式）に改めるべきである。

III 役員給与の損金不算入規定を見直すこと

現行法における役員給与は、いわば原則損金不算入という規定になっている。役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならない。したがって、損金不算入となる役員給与のみに限定した上で別段の定めとする条文構造に見直し、その内容についても課税要件を明確かつ常識的なものにすべきである。特に直面している緊急の課題としては、定期同額給与の期中改定に係る「業績悪化改定事由」の適合性について狭義の解釈がリードし、役員給与の減額に伴う損金算入に対する予測可能性が不透明になっている。

IV 償却資産に係る固定資産税の申告期限、賦課期日、資産の区分を見直すこと

償却資産に係る固定資産税（以下、「償却資産税」）の規定は、賦課期日・申告期限と所得税又は法人税の決算日・申告期限の違いにより過度な事務負担が生じている。

これらを解消するためには、個人の償却資産の賦課期日は12月31日として申告期限は3月15日、法人の償却資産の賦課期日は決算日として申告期限は法人税の申告期限にそれぞれ合わせるべきである。

また償却資産の区分については、地方自治体の規模を基因とする課税の不公平が生じないように、原則として所得税及び法人税の減価償却資産の区分に合わせ、全国一律の取扱いとなるように見直すべきである。

V マイナンバー制度については、法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に個人事業主を加えること

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用され、設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される。一方、個人事業主は自身の個人番号を用いなければならないが、漏えいリスクの回避と利便性の向上のためには、個人事業主についても個人情報保護に配慮した上で法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。

個別要望事項

一. 法人税及び所得税に関する事項

1. 中小法人に対して繰越欠損金控除制限及び外形標準課税の適用をしないこと
2. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること
3. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること

二. 消費税に関する事項

4. 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること
5. 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること

三. 相続税及び贈与税に関する事項

6. 財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、貸付金債権の評価を見直すこと

四. その他国税に関する事項

7. 印紙税を廃止すること

五. 納税環境整備に関する事項

8. 国税通則法第 1 条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し納税者権利憲章を制定すること
9. 個人番号記載不要の書類を拡大すること
10. 国及び地方公共団体の会計制度改革を行うこと

要望書の作成にあたって

我々税理士は、企業や納税者と日々接し税制に対する意見や声を聞いています。

この声を実現するため、東京税理士会(会員数約23,000人)は、税理士法に定める建議権に基づき、税制改正に関する要望を会員より聴取し、意見書を作成しています。この意見書をもとに東京税理士会と東京税理士政治連盟は、法改正に向けた活動を行ってまいります。

「平成 31 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」の詳細は、

東京税理士会ホームページ <http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

に掲載しております。

《建議等》税理士法第 49 条の 11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

東京税理士会

〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 TEL.03-3356-4461 ●ホームページ <http://www.tokyozeirishikai.or.jp>

東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3階 TEL.03-3356-4479 ●ホームページ <http://www.t-zeisei.jp>

◎詳しい活動内容は

東京税政連

検索